○津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日条例第31号

改正

平成27年12月28日条例第43号 平成29年3月30日条例第4号 令和元年9月30日条例第23号 令和3年9月30日条例第32号

津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
 - (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため に必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に 応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に 掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員 会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表 の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、 法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当 該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程 の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の 第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲 げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい て、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の 規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、 当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定 は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成27年12月28日条例第43号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第4号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から、第3条 の規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定による個人番号の利用及び特定個人情報の提供については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関事務			
1	市長	特別障害者手当等の支給に関する事務	
2	市長	保育所等利用者負担金の減免に関する事務	
3	市長	遺児手当支給に関する事務	
4	市長	一般不妊治療費助成事業に関する事務	
5	市長	子ども医療費支給に関する事務	
6	市長	障害者医療費支給に関する事務	
7	市長	母子・父子家庭医療費支給に関する事務	
8	市長	精神障害者医療費支給に関する事務	
9	市長	後期高齢者福祉医療費支給に関する事務	
10	市長	小児慢性特定疾病児童等医療費支給に関する事務	
11	教育委員会	就学援助費支給に関する事務	
12	教育委員会	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務	
13	教育委員会	私立高等学校等授業料補助金支給に関する事務	

別表第2 (第4条関係)

	(2)			
機関		事務	特定個人情報	
			地方税関係情報であって規則で定め	
	1 市長	特別障害者手当等の支給に関する事務	るもの	
			年金給付関係情報であって規則で定	

			めるもの
			地方税関係情報であって規則で定め
			起力税関係情報 (めつ (焼煎 (足め) るもの
			障害者関係情報であって規則で定め
			るもの
			自立支援給付の支給に関する情報で
			あって規則で定めるもの
			障害児通所支援に関する情報であっ
			て規則で定めるもの
			障害児入所支援に関する情報であっ
2	市長	保育所等利用者負担金の減免に関する	て規則で定めるもの
		事務	児童扶養手当関係情報であって規則
			で定めるもの
			特別児童扶養手当関係情報であって
			規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定
			めるもの
			 障害基礎年金の支給に関する情報で
			あって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付関係情報で
			あって規則で定めるもの
	市長	遺児手当支給に関する事務	地方税関係情報であって規則で定め
			るもの
3			児童扶養手当関係情報であって規則
			で定めるもの
	市長	一般不妊治療費助成事業に関する事務	地方税関係情報であって規則で定め
4			
			地方税関係情報であって規則で定め
5	市長	子ども医療費支給に関する事務	
			るもの

		児童扶養手当関係情報であって規則
		で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定
		めるもの
		障害者関係情報であって規則で定め
		るもの
		精神障害者保健福祉手帳に関する情
		報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報で
		あって規則で定めるもの
	障害者医療費支給に関する事務	生活保護関係情報であって規則で定
		めるもの
市長		障害者関係情報であって規則で定め
		るもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報で
		あって規則で定めるもの
市長		地方税関係情報であって規則で定め
		るもの
		児童扶養手当関係情報であって規則
		で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定
		めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報で
		あって規則で定めるもの
市長	精神障害者医療費支給に関する事務	生活保護関係情報であって規則で定
		めるもの
		精神障害者保健福祉手帳に関する情
		報であって規則で定めるもの
		自立支援給付の支給に関する情報で
	市長	市長 障害者医療費支給に関する事務 母子・父子家庭医療費支給に関する事務 市長 精神障害者医療費支給に関する事務

			あって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付関係情報で
			あって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定め
			るもの
			児童扶養手当関係情報であって規則
			で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定
			めるもの
			障害者関係情報であって規則で定め
	市長		るもの
			 自立支援給付の支給に関する情報で
9			あって規則で定めるもの
			精神障害者保健福祉手帳に関する情
			 報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規
			則で定めるもの
			戦傷病者関係情報であって規則で定
			めるもの
			中国残留邦人等支援給付関係情報で
			あって規則で定めるもの
	市長		地方税関係情報であって規則で定め
			るもの
			生活保護関係情報であって規則で定
10			障害者関係情報であって規則で定め
			るもの
			るのの 精神障害者保健福祉手帳に関する情
			報であって規則で定めるもの

	教育委員会		地方税関係情報であって規則で定め
			るもの
			障害者関係情報であって規則で定め
			るもの
11			生活保護関係情報であって規則で定
11			めるもの
			国民年金関係情報であって規則で定
			めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則
			で定めるもの
	教育委員会	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務	地方税関係情報であって規則で定め
			るもの
			障害者関係情報であって規則で定め
			るもの
12			生活保護関係情報であって規則で定
12			めるもの
			国民年金関係情報であって規則で定
			めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則
			で定めるもの
19	教育委員会	 私立高等学校等授業料補助金支給に関	地方税関係情報であって規則で定め
13		する事務	るもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費支給に関 する事務	市長	地方税関係情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則

				で定めるもの 国民年金関係情報であって規則 で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって 規則で定めるもの
2	教育委員会	特別支援教育就学奨 励費支給に関する事 務	市長	地方税関係情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則 で定めるもの 国民年金関係情報であって規則 で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって 規則で定めるもの
3	教育委員会	私立高等学校等授業 料補助金支給に関す る事務	市長	地方税関係情報であって規則で 定めるもの